

天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項

(目的)

第1条 「豊かな島、つながる笑顔 天草」を実現するため、本市への寄附の促進と、域内経済の好循環や活性化を目指し、市内事業者の所得向上、販路拡大、地元特産品等のPRを図るため、天草市ふるさと応援寄附の寄附者へ提供するお礼品について、必要な事項を定めるものとする。

(提供事業者の登録要件)

第2条 お礼品を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次の要件のいずれかに該当する事業者であること

ア 市内に住所を有する生産者又は地域の生産者グループ、住民自治組織、若しくは市内に本社（本店）、製造・加工施設のいずれかを有する個人、法人、団体

イ 前号に該当する事業者が生産するものを原材料として、製造・加工を行う個人、法人又は団体

(2) 市税の滞納がないこと

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと

(5) 国及び地方公共団体等の入札参加資格が停止されていないこと

(6) 第5条に規定する提供事業者の責務等を負うことを承諾すること

(7) 食品のお礼品において、市が食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）の違反が疑われる情報を得た場合は、各法令の措置権限を有する行政機関へ情報提供することを承諾すること（ただし、提供事業者自ら当該行政機関へ報告する場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が提供事業者として適当でないと認めるものは、提供事業者として登録することができない。

(提供事業者の登録申請)

第3条 提供事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者承諾書兼誓約書（様式第2号）

(2) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）

(3) 食品衛生法第3条に規定する食品等事業者で、同法に基づく営業許可が必要な場合は営業許可証の写し、営業届出が必要な場合は食品衛生責任者講習会の修了証書等の適切な衛生管理の実施を証する書類の写し

(4) PL保険（製造物賠償責任保険）及びリコール保険（生産物回収費用保険）に加入している場合はその写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 継続して提供事業者の登録を受けようとする者は、登録期間の満了日の10日前までに天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者登録継続申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(提供事業者の登録承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類等の審査及び必要な調査（実地調査を含む。以下同じ。）等を行い、登録の可否を判断し、天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録が承認された提供事業者の登録内容のうち必要な情報を、市がふるさと応援寄附に係る業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）に提供するものとする。
- 3 提供事業者の登録期間は、登録日から当該登録日の属する年度の3月31日までとする。

（提供事業者の責務等）

第5条 提供事業者は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 提供事業者の事業において適用される各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行わなければならない。
 - (2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
 - (3) 食品をお礼品として提供する提供事業者は、当該食品の産地名を食品表示法に基づき適正に表示しなければならない。
 - (4) 食品のお礼品において、食品衛生法及び食品表示法の違反を確認した場合は、市及び各法令の措置権限を有する行政機関へ速やかに報告しなければならない。
 - (5) お礼品の提供等の業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (6) 提供事業者は、お礼品の提供が困難となったときは、遅滞なく中間事業者を通じて市長に報告しなければならない。
 - (7) 提供事業者は、この事業の実施に係る自己の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
 - (8) 提供事業者は、新聞、テレビ、インターネット等の各種広告媒体にお礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告のほか、お礼品の情報が大部分を占めるパンフレット等を作成し、不特定多数の者に配布してはならない。
 - (9) 提供事業者は、提供したお礼品の品質及び性能等の苦情並びに事故に対して、真摯に対応し解決に努め、内容について市及び中間事業者に報告しなければならない。
 - (10) 提供事業者は、本要項の関係書類（平成31年4月1日付け総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）や食品表示法などにおいて遵守すべき事項が記載された書類等）を整備し、最低2年間保存しなければならない。
 - (11) 市長が必要と認めるときは、必要な書類の提出や調査に応じなければならない。
 - (12) お礼品の取引関係者に対して、お礼品として提供することや、市長が必要と認めるときは、必要な書類の提出や調査を求める場合があることを予め了解を得なければならない。
- 2 提供事業者は、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、中間事業者が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理ができること
 - (2) 市又は中間事業者が主催する勉強会又は説明会に参加すること

（提供事業者の登録内容の変更・取り下げ）

- 第6条 提供事業者は、第4条第1項の規定により承認を受けた内容を変更又は取り下げようとするときは、天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者変更届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受け付けたときは、提供事業者の登録内容の変更又は取り下げがあったものとみなす。
 - 3 提供事業者は、届出の提出後においても、市長が届け出を受け付ける前までに受けた寄附申出に対して、登録期間内と同様の対応を行うものとする。

（お礼品の登録要件）

- 第7条 お礼品は、総務省告示第5条及び別表1に掲げる基準（以下「地場産品基準」という。）を満たし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 本市の魅力を発信し、域内経済の振興に寄与するものであること。
 - (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めるもの（期間又は数量限定で供給するものを除く。）及び対応できる量であること

- (3) 提供事業者に対する評価等にも大きく影響することを認識し、品質の保証ができるものであること
 - (4) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、計量法等、関係法規を遵守しているものであること
 - (5) 食品であるものについては、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること
 - (6) 物品以外の役務の提供であるものについては、一定の利用期間を設けること（ただし、日時が指定されている場合は、この限りでない。）
 - (7) 物品以外の役務の提供であるものについては、そのサービス等の利用に当たっての予約方法が確立され、寄附者と利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること
 - (8) イベント等への参加の権利であるものについては、当該イベント等が中止されたときの寄附の取扱い等についてあらかじめ市と協議を行うこと
 - (9) 利用券等のチケットを発券するものは、転売対策の措置を講ずること
- 2 お礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとする。
- (1) お礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）には、原則として、本体価格、サービス料、荷造・箱・梱包費用、消費税及び地方消費税、その他事務経費を含むものとする。
 - (2) 提供価格に対する寄附金額は、次に掲げるア及びイの基準を満たす額を千円単位（端数切り上げ）で市が定める。
 - ア 提供価格は、寄附金額の3割以下とすること
 - イ 提供価格、送料、ふるさと応援寄附の募集に要する費用の合計は、寄附金額の5割以下とすること
 - (3) お礼品の送料は、実際にお礼品の送付に要した額とし、市が負担する。ただし、提供されたお礼品の種類、品質又は数量に関して登録内容に適合しないことにより、当該お礼品の修補、代品との取替えのための回収、再発送等が必要になった場合については、別表2に基づき負担するものとする。
- 3 市が求める場合には、原則として、無償でお礼品のサンプルを提供できること。

（お礼品の登録申請）

- 第8条 提供事業者は、お礼品の取扱いを開始しようとする場合は、天草市ふるさと応援寄附お礼品登録申請書（様式第6号）又は中間事業者が提供するシステムの申請フォームにより中間事業者を通じて市長に提出しなければならない。
- 2 提供事業者は、市又は中間事業者から、事業者やお礼品に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）の提供、調査を求められたときは、その情報を提供し、調査に応じなければならない。
 - 3 提供事業者は、お礼品の登録のため、熊本県を經由して総務省の確認を得る必要があるため、一定の期間を要することを了承するものとする。
 - 4 お礼品のふるさと納税ポータルサイト掲載写真について、中間事業者へ撮影を依頼する場合のサンプル代及び送料は提供事業者の負担とする。
 - 5 第9条第2項によりお礼品として承認を受けた場合、登録内容（画像を含む。）は、天草市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、パンフレット等に掲載するなど、天草市ふるさと応援寄附のPRに使用することを了承するものとする。

（お礼品の登録承認）

- 第9条 市長は、前項の規定による申請があったときは、書類等の審査及び必要な調査等を行い、登録の可否を判断し、熊本県を經由して総務省の確認を得ることとする。
- 2 市長は、総務省の確認結果を踏まえて、天草市ふるさと応援寄附お礼品登録承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、当該提供事業者に通知するものとする。ただし、登録を承認する場合は、各種ふるさと納税ポータルサイトへの掲載をもって承認されたものとみなし、通知を省略することができる。
 - 3 お礼品の登録期間は、登録日から当該登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録期間の満了日までに市長による取消しがなく、かつ、提供事業者から辞退の申

出がないときは、登録期間は翌年度末まで更新されるものとし、以降の登録期間満了後も同様とする。

(お礼品の登録内容の変更・取り下げ)

- 第10条 提供事業者は、前条第2項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、天草市ふるさと応援寄附お礼品登録申請書（様式第6号）又は中間事業者が提供するシステムの申請フォームに必要な書類を添えて、変更の1月前までに市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、書類等の審査及び必要な調査等を行い、変更の可否を判断し、各種ふるさと納税ポータルサイトへの掲載をもって承認されたものとみなす。
- 3 提供事業者は、前条第2項の規定により承認を受けた内容を取り下げようとするときは、天草市ふるさと応援寄附お礼品取下届（様式第8号）を取り下げの1月前までに市長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定により、変更の承認を受けた又は取り下げをした提供事業者は、お礼品の登録変更の承認・取り下げ後においても登録期間内に受けた寄附申出に対して、登録期間内と同様の対応を行うものとする。

(提供事業者・お礼品の登録取消し等)

- 第11条 市長は、提供事業者又はお礼品が別表3の事由等に該当するときは、必要な措置を講ずることができる。また、その措置により提供事業者に損害が生じても、市はその責任を負わないものとする。
- 2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、天草市ふるさと応援寄附お礼品提供事業者（お礼品）登録取消等決定通知書（様式第9号）により提供事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、措置の決定を受けた提供事業者は、措置後においても登録期間内に受けた寄附申出に対して、必要な場合は登録期間内と同様の対応を行うものとする。

(お礼品の配送)

- 第12条 提供事業者は、原則として、配送業者の伝票発行日から30日以内に寄附者にお礼品を発送するものとし、寄附者がお礼品の到着日時を指定した場合は、必ず伝票記載の備考欄を確認し、指定に合わせて到着するよう発送しなければならない。
- 2 提供事業者は、伝票発行日から30日以内にお礼品が発送できないことが判明したときは、速やかに中間事業者を通じて市に報告しなければならない。
- 3 市から市のPRに資するリーフレット等の同梱やシールの貼付等を依頼されたときは、協力するものとする。
- 4 お礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において提供事業者のPRに資するリーフレット等を同梱することができるものとする。
- 5 お礼品の発注は、原則として、中間事業者の提供する管理システムにより行う。

(寄附者への対応)

- 第13条 提供事業者は、お礼品の提供に係る苦情、事故、トラブル等に関しては、提供事業者の責任において真摯に対応し、中間事業者と連携のうえ、速やかに解決しなければならない。
- 2 提供事業者は、寄附者からの苦情、事故、トラブル等があった場合は、その内容を記録するものとし、その事実及び対応の結果を速やかに市及び中間事業者に報告しなければならない。
- 3 提供事業者は、配送に関するトラブルが発生した場合には、速やかに配送業者と協議を行い、その結果を市及び中間事業者に報告しなければならない。

(代金の支払い等)

- 第14条 市及び提供事業者等への代金の支払い等については、次のとおりとする。
- (1) 市が負担するお礼品の提供に係る費用（以下「お礼品代」という。）は、中間事業者を通じて提供事業者が指定する口座へ振込により行うものとする。

- (2) 提供事業者は、提供されたお礼品の種類、品質又は数量に関して登録内容に適合しないことにより、当該お礼品の修補、代品との取替えのための回収、再発送等が必要になった場合については、別表2に基づき負担するものとする。
- (3) 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、提供事業者、中間事業者及び当該配送業者との取り決めにより対応するものとする。
- (4) 天災等の不可抗力事由によりお礼品を提供することができない場合のお礼品代、送料等の費用の負担については、市と協議の上で対応するものとする。
- (5) 第1項に規定する提供事業者に対するお礼品代の支払いは、月末締め、翌月末払いとする。

(秘密保持)

第15条 市及び提供事業者は、登録期間内に相手から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏らしてはならない。登録期間の満了後も同様とする。

2 情報の開示を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することを証明できる場合には、当該情報は秘密情報の対象外とする。

- (1) 開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの
- (2) 開示を受けたときに、既に公知又は公用であったもの
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらない事由により、公知又は公用となったもの

(個人情報の保護)

第16条 提供事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、次に掲げる行為をしてはならない。提供事業者の登録期間の満了後も同様とする。

- (1) お礼品の配送以外の目的で個人情報を使用する行為
- (2) 個人情報の全部又は一部を複製し、若しくは複製し、又は加工して使用する行為
- (3) 個人情報を第三者に漏らす行為

2 前項に定めるもののほか、寄附者に係る個人情報の管理、使用等に関し必要な事項については、市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第17条 提供事業者は、この要項に違反する行為を行った場合は、当該行為により生じた損害について、市及び寄附者に賠償しなければならない。

2 各種法令等の改正、総務省の通知等によりふるさと納税制度の変更又は廃止された場合において、提供事業者に不利益又は損害が発生したときは、市はその責任を負わないものとする。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和6年8月28日から施行する。
- 2 なお従前の天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項（令和5年8月22日適用）において、提供事業者及びお礼品の登録の承認を受けたものについては、令和6年9月30日まではその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和6年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和7年3月3日から施行する。

お問い合わせ先

■お礼品の取扱いに関すること

具体的なお礼品の登録、ポータルサイト等への掲載、発送等につきましては、中間事業者へお問い合わせください。

【中間事業者】

シフトプラス株式会社 〒885-0078 宮崎県都城市宮丸町 3070-1

TEL : 050-5444-6448 FAX : 0986-57-9300

メール : support@amakusa.furusato-lg.jp

■ふるさと納税制度に関すること

天草市経済部産業政策課 〒863-8631 天草市東浜町 8-1

TEL : 0969-32-6786 FAX : 0969-24-3501

メール : furusato-orei@city.amakusa.lg.jp

別表1 (第7条関係)

号	基準
1号	市内において生産されたものであること。 ・市内の原材料を用いて、市外において製造・加工等の工程を行ったものは2号となる。
2号	市内においてお礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ・当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定以上上回る割合が当該原材料によるものであること。
3号	市内においてお礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ・当該工程を経て完成した当該お礼品のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること。 ・なお、次の例は、実質的な変更を加える加工、製造に該当しない。 ①輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水 ⑥仕分け 漬けその他これらに類する操作 ⑦製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること ②単なる切断 ③選別 ④瓶、箱その他これらに類する包装容器に ⑧単なる混合 詰めること ⑨単なる部分品の組立て及びセット ⑤改装 ⑩にすること
3号イ 熟成肉 精米	上記3号に係る工程が食肉の熟成又は玄米の精白の場合には、熊本県内において生産された食肉及び玄米を原材料とするもの。
3号ロ 企画 立案	市内において製品の企画立案その他の当該製品に係る実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が市内で生じている旨の証明がなされたもの。
4号	お礼品を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から本市独自のお礼品であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当するお礼品と当該お礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
7号	市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市内に相当程度関連性のあるものであること。 ・本市を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、該当しない。 ・市外の飲食店において、市内で生産された野菜や肉、魚等をふんだんに使ったメニューを提供する場合は該当する。
7号の 2	市内に所在する宿泊施設であって、熊本県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、熊本県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものは除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の 3イ	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないものうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの。
7号の 3ロ	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないものうち、特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する熊本県内の地方団体により提供されるもの。
7号の 4	市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	本市が近隣の他市町と共同でこれらの市町区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通のお礼品とするものであること。
8号ロ	熊本県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前各号のいずれかに該当するものを熊本県及び当該市町村の共通のお礼品とするものであること。
8号ハ	熊本県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれお礼品とするものであること。 ・認定お礼品：馬肉、あか牛、天草大王、くまもと黒毛和牛
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当するお礼品を提供することができなくなった場合において、当該お礼品を代替するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当するお礼品とのみ交換させるために提供するものであること。

別表2（第7条、第14条関係）

原因	事由等	費用	市 (中間事業者)	提供事業者
提供事業者	提供事業者を起因とする提供されたお礼品の種類、品質又は数量に関して登録内容に適合しないことにより、当該お礼品の修補、代品との取替えのための回収、再発送等の場合	お礼品代	×	○
		送料等	×	○
配送業者	配送業者を起因とする配送事故、不達等の場合	お礼品代	配送業者との 取り決めによる	×
		送料等		×
市 (中間事業者)	市(中間事業者)を起因とするお礼品の誤発注等の場合	お礼品代	○	×
		送料等	○	×
該当なし	天災等の不可抗力事由によるもの	お礼品代	協議により対応する	
		送料等		

別表3（第11条関係）

措置	事由等
提供事業者の登録取消し	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2条に規定する要件を一部でも満たさなくなったとき (2) 第3条又は第8条の申請内容に虚偽があったとき (3) 第5条第1項に規定する責務を怠ったとき (4) 第7条第1項に規定する地場産品基準違反の発覚が認められたとき (5) 故意又は重大な過失により市又は寄附者に損害を与えたとき (6) 品質や発送への苦情が繰り返し寄せられる等、市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき (7) 公序良俗に反する行為があったとき (8) 市長が必要と認める指示に対して従わないとき (9) ふるさと納税の趣旨に反する不適切な行為があったとき (10) 市長が提供事業者として適当でないと認めたとき
お礼品の掲載停止及び発注停止 (掲載再開及び発注再開にあたり、必要な書類等の提出を求める場合がある。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) お礼品の発送に遅延があるとき又は遅延が予想されるとき (2) ふるさと納税ポータルサイトに掲載されたお礼品の内容等に誤りがあったとき (3) お礼品に重大な過失又は不備があったとき (4) 寄附者からの苦情が相次いだとき (5) 市長が特に必要と認めたとき
お礼品の登録取消し	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第7条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき (総務省告示が改正された場合を含む。) (2) 第8条又は第10条の申請内容に虚偽があったとき (3) 市長がお礼品として適当でないと認めたとき